

議 事 録

文教厚生常任委員会

平成26年9月11日（木）

開 会	
委 員 長	ただ今から、文教厚生常任委員会を開催いたします。 (1 3 : 3 0)
委 員 長	これより、本委員会に付託されました請願第 3 号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の、筑前町聴覚障害者福祉部会 美根寿賀子様。 紹介議員の、梅田美代子議員。 参考人として、福岡県手話の会連合会 会長 内堀義喜様 同じく参考人として、筑前町手話の会 会長 野寄千恵様 担当部局として、福祉課長、同じく担当部局として、教育課長に出席していただいています。以上の方々です。 お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。座らせて議事を進行させていただきます。 まず、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。 筑前町聴覚障害者福祉部会 美根寿賀子様、よろしくお願いします。
美根様	皆様お忙しい中ありがとうございます。集まっていたいてありがとうございます。私の名前は美根寿賀子と申します。よろしくお願いいたします。 平成 2 6 年 9 月 1 1 日 筑前町議会議長 宮原均様。 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書 筑前町森山 7 3 5 - 3、筑前町聴覚障害者福祉部会会長 美根寿賀子。 紹介議員 梅田美代子様お願いいたします。 要旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定することを国に求めてください。 理由、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。2 0 0 6 年 1 2 月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。日本政府は、障害者権利条約を批准し、既に成立した「改正障害者基本法」では、すべての障害者は可能な限り言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段について、選択の機会が確保されると定められました。 また、同法第 2 2 条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた手話の法整備を国として実現することが必要であると考えます。 以上、地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。よろしくお願いいたします。
委 員 長	ありがとうございました。 では次に、紹介議員の補足説明を求めます。 梅田美代子議員

梅田議員	こんにちは。 本日は、委員長をはじめ委員各位そして教育課長、福祉課長、ご臨席いただきましてたいへんありがとうございます。よろしくお願いいたします。 実は、私は、かつてほんの少し手話の勉強会に参加させていただいた経緯がありまして、そのことが縁で、このたび手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の紹介議員をお引き受けいたしました。 あまり勉強会には参加できておりませんので、「こんにちは」ぐらいのあいさつぐらいしか身につけておりませんが、一緒に学んだ若い方、また子どもたちは本当に上達はすばらしいものがございました。 今まで長い間ろう学校では手話が禁止され、社会で手話を使用することで差別されてきた歴史もあったと聞いております。 今でこそ町の講演会等では手話通訳がつき、ろう者の皆様にも情報が伝えられ、コミュニケーションもはかられ、手話への理解も徐々に深まり社会参加もできつつありますが、ろう者のコミュニケーション手段であります手話を使った情報手段や手話に対する正しい知識を広めていくための基礎となる法律はありません。 以前かがし祭で手話通訳をさせてくださいとお願いしたことがありましたが、ステージの下でしか手話通訳が許可してもらえないという時代がありました。 耳が聞こえる私たちが使用している日本語というのは、これは、音声言語といわれています。ろう者にとって手話は目、指、手、表情を使ってコミュニケーションをはかる、これは、視覚言語といわれています。いわゆる手話という日本語といえると思います。 手話勉強会に参加したとき、周囲の皆さんは手話でお互いにコミュニケーションをはかられ、会話をされました。しかし手話が分からない、会話内容が分からない私は、耳が聞こえても手話で会話されるろう者の皆さんの中においては、私こそが障害者ではないかという思いになりました。そういう経験をいたしました。 耳の聞こえる人、聞こえない人、ともにコミュニケーションを図ることができる架け橋となる手話と手話通訳者の存在の重要性を、強く認識いたしました。 手話というコミュニケーション手段を使って生活されているろう者にとって、手話という日本語を言語として法律制定することは、社会の中で聞こえる人と平等に自由に生きていくことの基礎となります。 ろう者の基本的人権の保障、完全参加と平等社会を実現するため、ろう者が手話で生き、生活できる権利が保障されるための法律は必要であると思います。 そのために手話言語法の制定が必要であると考えております。 本日は、請願者の皆さんはじめ、福岡県手話の会連合会内堀会長、また、筑前町手話の会野寄会長、そして福祉課長、教育課長にご出席いただいておりますので、詳しい説明またご意見等をお聞きいただき、委員の皆様のご理解、ご賛同を賜り、全員賛成で本請願を採択いただき、意見書を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。
委員長	ありがとうございました。 次に、参考人の補足説明を求めます。 福岡県手話の会連合会 会長 内堀義喜様
内堀会長	ろう者の皆さんがいますので、手話と一緒にやらせてもらいます。 今回意見書として、皆さんにご検討いただきありがとうございます。 福岡県手話の会連合会の会長をしております内堀です。 実は、この筑前町というか、三輪は私の故郷です。今は朝倉のほうにいますけれども、朝倉のほうも、市のほうも意見書を出して、今度論議していただく予定になって

	います。もう1つが東峰村のほうもこの前行きまして、意見書を出しまして、紹介議員さんに説明して、お会いして説明しまして、論議してもらおう予定になっています。 実は福岡県のほうには、私のほうから当事者団体が福岡県聴覚障害者協会というのがありますので、その会長とともに私と一緒に行って、県議のほうに意見書を提出しています。その県議、紹介議員として、栗原議員にお願いして、この前も2度お会いしまして、議会のほうでお願いして、一応内容説明をやっています。 この前は当事者団体の会長がまた再び行きまして、栗原議員とこの法をどうするかということで、一応話し合いを設けまして、今、自民党の執行部のほうで今、論議されている最中なんですということだけ聞いております。たぶん今回の9月の議会にはされるだろうという予測でお答えをもらっています。 今回、この意見書を出したのは、この福岡県だけじゃありません。全国的に、全部でやろうということで、全日本ろうあ連盟という本部が東京にあるんですが、そこが全国に指示を出しまして、当事者団体に指示いたしまして、意見書を出してもらって、国の法を整備してもらおうということで、立ち上がったわけです。 流れを説明しますと、2006年に議員様が説明のとおり、2006年に国際障害者権利条約というのがあります。その中に手話言語というような謳い込みで限定されました。その後日本では、その制定に向かって2007年に署名をやったんです。けども批准はまだでした。ところが昨年12月に国会で論議されまして、今年の1月に批准していただきました。3月に施行のはずです。されてるはずですよ。 その中で、この意見書を基に国の法を整備してもらわねえんですけども、できれば市町村、県に皆さんの意見を制定していただいて、全国で一斉に立ち上がっていただければ、国の整備も早めに進行していただけたらと思ひまして、今度請願をしたわけです。 実は、今、皆さんが説明されましたけど、ろうあ教育において口話法と言ひまして、私たち健常者、聞こえる人たちが習う方法で習うわけですよ。しかしながらろう学校の中においては、口話法でやると、聞こえない子たちは教科書を見ないんですよ。先生をずっと見とかないかん、そういう経過があるんですよ。 それで、これを発案したのはヨーロッパのほうで2008年にミラノ会議の中で口話法の教育をやるとというのが始まったんですね。その後、いろいろ悩んで悩んで、ろうあ団体がいろいろ提案したんですけど、なかなか解決できないで、この前2010年に国際ろうあ者教育の会議があったんです。その中で口話法でやるのは間違ってたなという論文が書かれました。それで、手話と一緒にやるということで、制定されているはずですよ。それを基に、今回もう一度改めて国のほうに法を変えてもらおうという理由づけでもあるんですよ。 それで、小さいときろうあ者の方は、子どもさん、ほとんど、皆さんくらい年配者の方はほとんど口話法でやるために日本文で書くのが苦手ですよ。発音が同じ言葉があるんですよ。例えばなまことかタバコとか卵というのは、口の形は同じなんです。そういう経過で勉強を習っているんで、書きなさいと言われても書けないんですよ。そこを手話と一緒にやれば、たぶん卵は卵という手話がありますので、口と一緒にやれば、おそろくろうあ者の方は読み取りもできるし手話と一緒にやれば飲み込みも早いということで、教育法をヨーロッパのほうは変えました。 その経過で、今回もこのような意見書で、教育方法も変えていただこう、また、ろうあ者が成長の段階で、社会に出てから差別を受けることなく手話で会話をできれば、私ども健常者と同じように自由に会話ができれば、たぶん今のような差別に悩むことはないだろうと思ひます。 それで、今全国に手話ができる健常者、ろうあ者を合せて何十万人といわれていま
--	--

	す。その範囲で広がっています。今。 今はテレビでも手話がつけられていますし、また、いろんな資料とかも手話をつけるということも書いてありますので、全国的には広まっているはずなんですけれども、実際蓋開けてみると、国の法は変わってません。 というところが、やっぱりろうあ者は当事者としては、法を変えていただくために頑張らないかんということで、当事者が頑張っています。 私たち健常者は、今、手話の会連合会といいますけど、サークルの会員さん集まって、今、福岡県は3千人ぐらいいます。その会長をやってますけども、その手話を習っている中で、ろうあ者と対等な、平等とじてもらってますので、このように筑前町も手話の会が頑張ってもらっている。そのように、今、福岡県の状態はそのようにあります。 この意見書につきまして、私も家族の一員です。両親がろうあ者なんで、仕方がないんですけど、小さいときを思い出すと、とてもたいへんな差別を受けています、実際にですね。両親が聞こえないということで、日本人じゃないんですよ。要するに日本語を話せるのが日本人。ということで、聞こえないというのは日本人じゃないんですね。 だから、それを法の中で、手話が日本語として認めてあれば、たぶん普通の人と互角に生活もできたし、社会生活も老後もね、できただろうと思っております。 その方向で、今回、ろうあ者当事者の方と論議の中で、いつも言ってるんですけど、聞こえない方の声をいっぱい出さないと、たぶん聞いてもらえないよ。だから、当事者団体が力を入れてやってくださいということで、発破をかけたのが今回、事の起こりです。 だから、今、一番危惧されているのが、私たち健常者がリードしてやってるような感を受けてもらっては困るんですね。これ、聞こえない方がリードしてやってるということを、まずお話したいと思っています。 この冊子もろうあ者の当事者が作ったものです。その前に権利条約で、手話言語、みんなで作る手話言語法という、これも当事者団体、ろうあ者の団体が作ったものです。 その中で、日本だけです。恥ずかしながら、先進国であって批准してなかったのは。やっとこの前、昨年12月に批准されたんで、今、安心してますけど。 もうフィンランドなんか憲法なんですよ。国の法律の中に謳いこまれているんですね。ポーランドもそうです。オーストリアも憲法の中に入っているんですね。ヨーロッパのほとんどの国は、もう法の中に手話は言語ですよと謳い込まれています。 それがもう当の昔に作られたんで、日本としても早く批准してくださいよと運動かけて、やっとやれたんで、このような運動をされたわけです。 先ほど私言いましたけども、両親がろうあ者なんで、私の第一言語は手話です。声じゃないんですよ。だから、私が学校行くのは父が行った学校と思っていました。実際言うんですけど、家庭の中で手話を使ってたんで、父が通っていた久留米ろう学校ですよ。そこに行くつもりでおったんですが、国の法は変えてませんので、私は小学生なのでよく法律のことは知りません。分かったのは高学年3、4年になって初めて分かりましたけど、ああ、聞こえない者が行く学校だと、そのくらいの感覚でおりました。だから、行った学校は、小学校は三輪小学校です。 その中で、家庭訪問がある。その中で通訳したのは、私がするんですね。当時手話通訳できる人はいませんでしたから、だから三者面談でも全部私がやった。良いことはいいいけど、悪いことは嫌な。ちょっと面白い話がある。ちょっと説明して、そういう方法で昔はやってたんですね。
--	--

	昭和51年に、甘木市時代に、私の父と一緒に、私実際佐世保に仕事行ったんですけど辞めて、甘木のほうで手話講習会を開きました。ここが2年後に、父と一緒にここで手話講習会を開きました。当時開いたところが、三輪の公民館。次に、夜須の、元夜須の朝高分校があったじゃないですか、そこで手話講習会を開いたんです。という経歴がありました。次行って、朝倉町に行って、浮羽のほうで開いたんですね。 それで、手話の流れはまだ30何年、手話の会つくってまだ38年なんですが、そういうふうな状態で、父からの要望で開いたんですね。それがなければ、たぶん手話講習会は開いてないと思います。もっと遅れてただろうと思っています。 ただ、福岡県としては早いほうで、甘木朝倉も早いほうで手話の浸透が早かっただろうと思っています。今の私があると思っています。 そういう流れの中で、やっぱり国の法として、ちゃんと人として平等な生活を送るためには、法を変えていただく、その方法しかないんですね。 今、皆さんが受けている法というのは、障害者法です。それは、障害者分野だけの法なんです。その中にやっと手話は言語ですよと謳ったのは4年前です。その障害者法の中でも手話は言語ですよと謳い込むような状態なんで、実際言えば、国が早く法整備していただければ、何も問題ないんです。このように私たちも不満を持つこともなかった。両親も以前から障害者という分じゃなくて、ちゃんとした手話も言語と謳い込めておれば、私のようにひがみを持ったこともないでしょう、たぶん。 その正常の中で暮らしていましたら、必然的に聴覚障害者のことは、皆さんから言えば、理解しとると言われるかも分かりませんが、一緒に生活してるんで、いやでも分かるんです。 だから、その差別心というのは他の健常者よりは、たぶん私のほうが分かっているはずと思っています。それを話すと長くなりますので、それはカットします。 全国的狀況です、今、1, 710ぐらいですかね、市町村があります。その中で、今、採択されたのが611の市町村が制定されてます。残りが千なんぼです。福岡のほうもその千の中に入ってます。 ただ、福岡県では9月議会に全部意見書を出そうということで、一斉に立ち上がりました。だから、たぶん9月の議会では全部一緒に策定の予定で、今予想をもっています。 県のほうも、先ほど言いました栗原議員さんをお願いして、内容も説明して、3、4回行って説明して、分かったということで、あとは執行部のほうでやりますからと言われてますので、あとはお任せしている状態です。 特に裏の資料の中に、障害者福祉施策に関する軽減というのがあります。 申し訳ございません。私のほうで頭打ちに全国市長会の中で制定されたということを書けばよかったんですけども、書いておりません。これは、全国市長会の中で謳い込まれています。残念ながら町村会のほうでは策定されていません。そういう状況です。 この前、県議会議長会の中で制定されました。だから、手話言語法を制定しようということで、謳い込まれてましたので、たぶん議会のほうでも制定されるだろうという予測をもっております。 この意見書を出して国の法整備をどうするかということで、今度改革推進委員会の中に内閣府の中に当事者団体の会長が行っています。その中で、手話を日本語として認めていただければ、例えばこの筑前町の皆さんが北海道に行ったとします。そこで手話通訳は受けれるだろう。今の状態ですと、障害者基本法の中に手話言語と謳い込まれていますが、手話派遣については、この筑前町だけの範囲の手話通訳派遣はできるんです。これ以外に行くと、手話通訳の保証はありません。
--	--

	そこをやっぱり日本語として認めていただければ、同等な扱いになりますので、どこに行っても自由に手話通訳が受けられる、手話でコミュニケーションがとれると、情報も得れるという状態が作られるだろうと思っています。 だからそういう状態を作られるために、国に法改定いただきたいというのが第一の前提です。 特に、その前に子どもさんの学校の指導法も変わりますけど、たぶんろう学校の中で、今まで口話法というのが、手話法というふうに変われれば、今のろうあ者の子どもたちも手話を勉強せないかんことになるんです。当事者も勉強しないといけない。どうしてか、日本語ですから。だから手話も日本語となれば、たぶん学校の教育法も手話を日本語としての教育法が多分広まるだろうと思っています。 そしたら大きくなったときに、社会に出ても何も不安を持つこともないし、悩むこともないという生活を今の子どもたちは受けることができると思っています。それを第一前提として、この国際権利条約が作られているはずです。 今回は、この聴覚障害者だけにこの意見書を出していますが、実は権利条約の中に点字も入っています。だから手話だけの問題じゃないんです。 最後に1つだけ言わせてもらいたいんですけども、盲の方は物が逃げるといわれています。見えませんから。逆に聴覚障害者はどうなるかといったら、人が逃げているんです。手話ができないから、寄ってきててもすぐ逃げていきます。といわれています。そういう世界を解決したいというのが、特に私が望んでいることです。たぶん、この法整備と教育法が変わるし、子どもさん、ろうあ者をもった親御さんを考え方も変わってくるんじゃないかと思っています。 今、現に正直に言いますと、ろうあ者の子どもさんの両親、一般の健常者なんですけど、手話をやめなさいと言ってるんです。どうしてか、日本語じゃないからですよ。そこを解決したいというのが、お願いの1つでもあります。 だから、法が変われば、たぶん生活が変わってくるし、社会的にも変わってくるんじゃないかと思っています。家族の1人でもありますので、この点よろしく願いしまして、説明を終わらせていただきたいと思います。終わります。
委員長	ありがとうございました。 筑前町手話の会 野寄千恵様、補足説明がありましたら。
野寄様	いえ、すべて会長が説明していただきましたので。
委員長	最後に、当局からの補足説明を求めます。 福祉課長、何かありましたら。 福祉課長
福祉課長	説明につきましては、今、内堀会長様のほうから本当に詳しくいろんなお話をしていただきましたので、特段私のほうからは申し上げることはございませんけれども、やはり聴覚に障害のある方のコミュニケーションの円滑化、あるいは意思伝達というのは、そういう環境整備をするということは非常に重要な課題だというふうに認識しております。 福祉課としましては、筑前町手話要約筆記講師派遣事業というのを実施しております。平成18年度から25年度実績では、112回ご利用をいただいております。業務自体は社会福祉協議会のほうに委託をしまして、申し出を受けた場合に、例えば今日来ていただいている野寄様あたりにですね、手話通訳をしていただいて、いろんな窓口での受付のときの事務の取次ぎとかということをしていただいております、たいへん意思疎通の面では重要な役割を果たしていただいております。そういう状況でもございますので、今回出されております法整備の実現をですね、非常に必要なことであるというふうに、私どもも認識しております。以上でございます。

委員長	ありがとうございました。 教育課長、何か補足説明がありましたらお願いします。 はい。
教育課長	特段異論はございません。 今言われたとおりでございますけれども、現在、町内の小中学校で手話に取り組む学習の状態がどうかということを、今、アンケートをいたしました。 全中学校をやっておりますけれども、全小学校において、何らかの形で手話に関する学習をしております。国語の時間であったり、音楽の時間であったり、また帰りの会であったり、1時間から2時間程度の時間を割いて手話に関する学習は取り組まれています。 それが4年生であったり全学年であったり、学校でまちまちですけれども、必ず年に1回はそういう授業が行われているという実態がございます。 また個人的ではございますけれども、関係者の方々のご努力によるものと思います。これだけ浸透しているということを、できればテレビがありますし、何らかの研修会、講演会には必ず手話があります。かなり浸透していると思います。関係者の努力が非常にたいへんだったと思います。 学校等からしましても、法制整備化と、それとまた全国でも多くの自治体が採択していることを考えると、何ら問題はないんじゃないかというふうに思います。以上でございます。
委員長	ありがとうございました。 以上で、関係者からの説明が終わりました。 これから、請願第3号に対する質疑に入ります。 請願者、紹介議員、参考人、当局に対し、ご質疑がありましたらお願いします。 質疑はありませんか。 福本議員
福本議員	恐れ入ります。会長さんにお尋ねしたいんですが、私も今述べていただきました教育課長なり福祉課長から申されたとおりだと思います。 お尋ねはですね、やはり日本での手話と外国の手話はまったく一緒ですか。
委員長	はい。
内堀会長	日本は日本の手話です。日本手話というのがあります。外国は外国です。アメリカはアメリカの手話、イギリスはイギリスの手話でちゃんとあります。 実は恥ずかしいお話しながら、この前マンデラさんの葬儀ときにやられたのは、あれは日本のように整備をされてなかったんですね、派遣整備。研修を受けられたばかりの方が、あのときは立ちました。だから国として派遣の整備がされておれば、手話のプロが行っているはずなんです。 ただあの国はそういう整備がなされてないんで、手話ができれば誰でもいいということで、斡旋という形で立っただけですよ。ということは、日本でそういうことはまったく考えられないんで、それとは誤解されないように、ちょっとお話したいんですが、手話はまったく違います。だから、日本の手話を言語としてということに繋がる部分でもあるんです。
委員長	木村議員
木村議員	今の質問の関連でお伺いしたいんですが、実は私、建設業を以前しておりまして、建設業の現場でですね、国ごとにレバーの操作が違ったんですね。それで、それが10年ぐらい前に統一されたんですね。その時ものすごく混乱が出ましてですね、今は世界標準になっているんですね。けれども、やっぱりこの手話あたりでもですね、今ありましたようにそれぞれの国で違うということですね、やっぱりグローバルな

	今の時代に沿うためには、やっぱりすり合わせという部分が今からできてくると思うんですけども、これは地方レベルの話ではもちろんないと思うんですけども、会長さんですね、上位団体等出席してあると思うんですけども、そういったところでのすり合わせですね、その何かあればお願いします。
委員長	はい。
内堀会長	実はろうあ連盟というのが国際会議にもあるんですね。その中で国際手話というのが最近少しずつ広まってきています。多分グローバル化の、先ほどおっしゃったグローバル化でそういうふうな国際手話というのが広まってくると思うんですよね。 それで、日本が今後考えないかんののは、そういう分野です。でも、その前提が日本語が必要なんです。それに基づいてからの国際グローバル化ならOKなんですけど、日本語と認めてもらってない。ただ、ヨーロッパではもう憲法に謳われている、法律にもうたわれている。だから、グローバル化で一步前進して、今、国際の手話が広がっています。そのところがやっぱり第一段階がありますので、やっぱりそういうふうな世界的に対応するには、やっぱり日本語として認めてもらうということが第一前提なんです。 そのところで、今回、これも少し一文を加えています。ただ国際手話というのはなかなか難しいんです。日本をアメリカに変えて、またそれを、例えばフランスならフランス語に変えて、知識の問題なんです。それが普通のアメリカの通訳と同じで、日本語を英語に変えるだけの問題ならいいんですけど、手話に変えないかんのですよ。そのところで国際手話のできる人の数が、今のところできないというのはそこにあります。 ただ、今、国際手話ができるのは、ろうあ者の当事者です。 だから、それを健聴者の枠内で、今度養成が必要になるということはもちろんなんですけど、ただ、残念、申し上げますけど、今の日本の状態で養成講座が開かれています。その中で通訳者の養成講座の中で、数が2千何人の資格をもっているだけの人だけです。通訳士というのは。 そういうような状態の中で、国際手話を広めたらどうなるか、もっと混乱が起きるということで、やっぱり法整備の中かで、そういう分野は分野で法整備がなされると、たぶん生きてくるんじゃないかと思ってます。 だから、今、議員さんがおっしゃったとおり、多分国際的に広めるならば、もっと公的に整備が必要になってくるということは、当事者も認めているところですよ。以上で。よろしいでしょうか。
委員長	他に質疑はありませんか。 木村議員
木村議員	この資料を用意していただいております。これは、どれくらいからが、請願書出され始めたのはいつぐらいからかというのがですね、あれなんですけども。 一定期間の間ですね、これだけ数的に言いますと、今度の9月議会でかなり増えるだろうということですね、予測されてあるということなんですけれども、以前この請願書を出されて、不採択ですね、するとき言いますと、そういうところはなかったんでしょうか。 もちろん私は個人的には賛成でございます。賛成なんですけれども、何しろ私、こういうことにかかわったことがないもんだからですね、やっぱりどういった形の、なんか困難とかですね、そういうものが、この法整備に向けてですね、あるんだろうかということがですね、ちょっと見えないもんですから、よろしかったら教えていただきたいんですけども。
委員長	内堀会長

内堀会長	実は、今、議員さんがおっしゃったとおりです。不採択じゃないんですけど、採択はしたいんだけど中身がよくつかめないという声があったのは事実正直な話です。 それに対してどうしたかといったら、議員さん一人ひとりにずっと当事者が回って説明をしたらしいです。ということで、採択されました。ということがあります。 他のところは、もうほとんどが採択の状態で、否決はありませんでした。 だから、正直言えば、否決はないんですけど、うーん、どうかなということで、ちょっと議会が伸ばした状態はありました。そこはもう採択されました。 そういうふうな方法で、前進はしております。
委員長	他に質疑はありませんか。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 以上で、請願者からの説明、質疑が終わりましたので、請願者、紹介議員、参考人、福祉課長、教育課長の皆様には退席していただきます。たいへんお疲れさまでございました。 (「よろしく願いいたします。」の声あり) (請願者、紹介議員、参考人、福祉課長、教育課長退席)
委員長	これより、討論を行います。 (討論なし)
委員長	討論がないようですから、以上で討論を終結いたします。 これより、請願第3号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。 請願第3号は、採決することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、請願第3号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は、採択と決しました。 お諮りします。 ただ今、採択しました請願第3号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 したがって、請願第3号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。
閉 会	
委員長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は、終了いたしましたので、文教厚生常任委員会を散会いたします。 本日はお疲れさまでした。 (14:16)

	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 文教厚生常任委員長 河内直子
--	--